

京都市告示第 235 号

平成13年4月1日京都市告示第79号（準用河川の指定）で河川法第100条第1項の規定により，同法中の二級河川に関する規定（政令で定める規定を除く。）を準用する河川として指定した堀川について，次のとおり変更します。

当該河川の起点から終点までの経路を表示する図面は，京都市建設局において縦覧に供します。

平成19年10月1日

京都市長 榊本 頼兼

淀川水系

堀川（一級河川 鴨川支流）

（変更前）

起点 京都市上京区東堀川通今出川下る東入西今町398番地先（左岸側）

終点 京都市中京区堀川通御池上る押堀町29番1地先（左岸側）

（変更後）

起点 京都市左京区下鴨上川原町81番地先（左岸側）

終点 京都市中京区堀川通御池上る押堀町29番1地先（左岸側）

（建設局土木管理部道路河川管理課）